

令和3年度岡山県津山市介護サービス事業所集団指導

利用者が入院したときの 費用の算定について

対象：認知症対応型共同生活介護

津山市環境福祉部高齢介護課

利用者が入院したときの費用の算定について

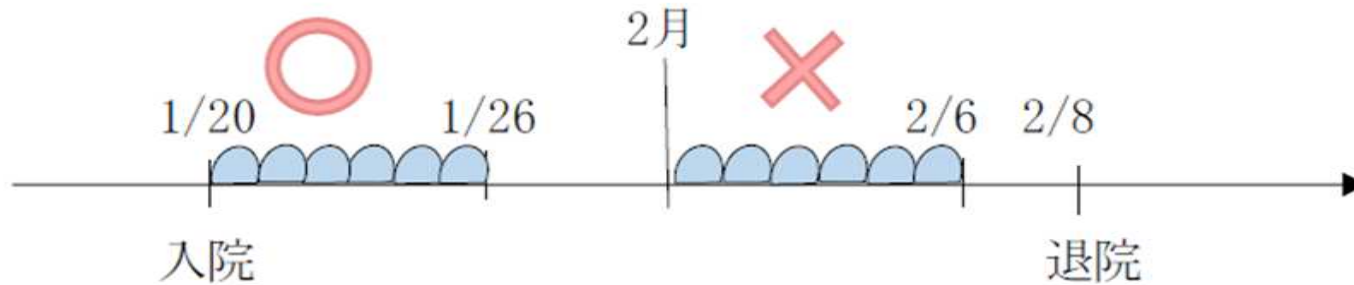
【算定要件】

利用者について、病院又は診療所に入院する必要があって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該グループホームに円滑に入居することができる体制を確保している場合、1月に6日を限度(月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分))として所定単位数に代えて1日につき246単位算定する。ただし、入院の初日及び最終日は算定できない。

- イ 「退院することが明らかに見込まれるとき」は入院先の主治医に確認するなどの方法により判断。
- ロ 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、利用者及び家族の同意の上での入退院の手続きや、個々の状況に応じた便宜を図ることを指す。
- ハ 「やむを得ない事情」とは、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、居室の確保が間に合わない場合等を指し、事業所側の都合は該当しない。

▼間違いやすい誤った算定例

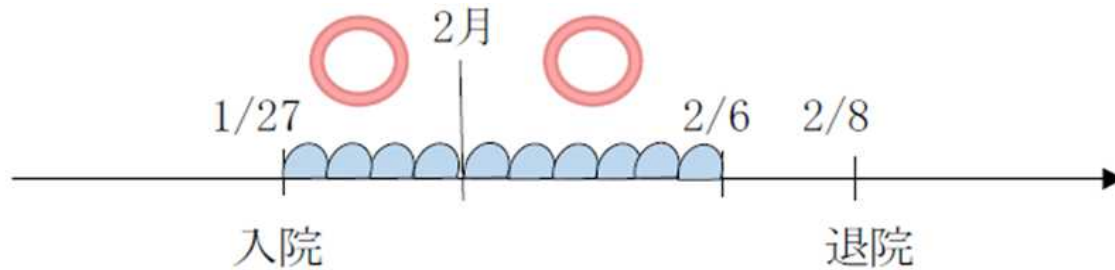
例)1月20日に入院し2月8日に退院した場合に、1月21日から6日分を算定し、月をまたいだ2月1日から6日分を算定している。



解説) この場合、入院日の翌日である1月21日から6日分は算定可能であるが、月をまたいだ2月1日からの6日分は算定できない。解釈通知の「1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)まで入院時の費用の算定が可能である。」とは、連続する12日分が算定できるのであって、入院が月をまたいでいても費用の算定が月をまたいで連続していない場合は算定できない。

▼月をまたいで算定できる例

例)1月27日に入院し2月8日に退院した場合に、入院日翌日の1月28日から月末までの4日分と、月をまたいだ2月1日からの6日分で、連続する10日分が算定できる。



▼留意事項

「入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるとき(…中略…)

円滑に入居することができる体制を確保」とは

- ▶ 3月は再入居できる体制の確保が必要。
- ▶ 例えば重要事項説明書や契約書等で2月以上の入院等で退居を求めている場合は算定要件を満たさない。